租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		付別拍 直守に除る以来の争削計画者
1	政策評価の対象とした政策	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例
	の名称	措置の延長
2	対象税目 ① 政策評価の	(法人税:義)(国税 30)
	対象税目	(法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	② 上記以外の	所得税:外
	税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》
		長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資
		産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について
		課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 90%・75%・70%・60%))を認め
		る。
		《要望の内容》
		適用期限を3年間延長し、令和 11 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》
		租税特別措置法第 37 条第1項第3号、第 37 条の4、第 65 条の7第1
		項第3号、第65条の8、第65条の9
5	担当部局	経済産業政策局企業行動課
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和7年8月
	象期間	分析対象期間: 令和3年度~令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 6年度 創設
		平成 7年度 延長
		平成 8年度 延長・拡充
		平成 9年度 延長・拡充
		平成 10 年度 延長・拡充
		平成 13 年度 延長
		平成 16 年度 延長
		平成 19 年度 延長
		平成 21 年度 延長
		平成 24 年度 延長・縮減
		平成 27 年度 延長·縮減 平成 29 年度 延長
		中成 29 年度 延長 令和 2年度 延長
		つれ 2 年及 延及
8		3年間(令和8年度~令和10年度)
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
J	等がその根拠	長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投
		資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、生産性向上や内
		需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図る。
		《政策目的の根拠》
		「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月 13 日閣議
		決定)において、「国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日
		直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大
		を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する」こととされている。

			政策体系に おける政策 目的の位置 付け 租税特別措 置等により 達成しようと	本特例は、事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長に寄与するものであり、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造の構築に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ・法人の長期保有土地の取引件数(令和5年:6.4万件→令和10年:6.9万件)									
			する目標	・法人が所有 割合(令和元							用地以	外の面	積の
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	長期保有土地の買い換えへのインセンティブを付与することで、事業再編や国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現に寄与する。									
10	有効性 等	1	適用数	〇適用数	令和		4	_		_	_	0	10
				適用件数 (件)	3 777		870	5 857	835	835	8 835	9 835	835
				【算定根拠】 ・実績値(令和3年度~令和5年度)は、「租税特別措置 査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」かい。						」から	5引用。		
		2	適用額	〇適用額	1.	令和							1
						3 3	4	5	6	7	8	9	10
				損金算入額 (億円)	4	4,194	4,311	4,894	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467
		3	減収額	【算定根拠】 ・実績値(令和3年度~令和5年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」から引用。 ・令和6年度以降は、令和3年度~令和5年度の損金算入額の平均。 〇減収額									
				法人住民税 (億円)		68	70	79	73	73	73	73	73

			法人事業績	锐	276	274	323 2	291 2	91 29	1 291	291			
			(億円)		270	2/4	323	291 2	91 29	281	291			
			【算定根拠]										
			•推計方法	は、別糸	氏積算	艮拠1([国税)・2	2(地方和	党)参照	0				
			•「租税特	別措置	の適用	実態調	査の結り	果に関す	する報告	書(令	和 7			
			年2月国会	€提出)	」及び	バ地方:	税におけ	ける税負	担軽減	措置等	の適用			
			状況等に関する報告書」(総務省)より算出。											
	4	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと											
			する目標(9③)の実現状況》											
			\											
				令和	4	5	6	7	8	9	10			
				3	•			,						
			法人の長											
			期保有土	7	6.8	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9			
			地の取引		0.0					5.5	5.0			
			件数(万											
			件)											
			(参考)土											
			地取引件	133	130	129	132	134	136	138	140			
			数(万件)											
			低未利用											
			土地面積											
			(万 ha)											
			※平成											
			20 年から											
			平成 30											
			年までの	00.0	01.0	000	00.0	00.7	04.0	05.0	05.7			
			増加傾向が継続す	20.9 (19.9)	21.6 (20.3)				24.3 (21.6)	25.0	25.7			
			ると仮定	(19.9)	(20.3)	(20.6)	(20.9)	(21.3)	(21.0)	(22.0)	(22.3)			
			した場合											
			の推計											
			値。括弧											
			内の数値											
			は達成目											
			標。											
			1本。											
			(※)令和3	2~6年1		ス注↓の	上期但	左十 + +	取己从	米ケノナ いしっ	下のと			
			おり推計し	•	-0317	у <i>д</i> /(0.	及利体	· H 工 / E	דווכ אגי	双16以	1.07			
			①令和3年		1年 숙	和5年	令和6	年の全の	体の売覧	買による	十抽			
			取引件数は					•			_			
			件(※1)。		- 100 /	J . 55),	- 11 \ 43	, ,	,,,.20	II \ 	<i>-</i> ,			
			②(1)のうち	、法人 <i>†</i>	が売主人	-なる+	地取引	の割合	よ約 379	%(※2)				
			32055								法人売			
			主による土		•	•					, ,,,			
							•			引件数	は、全			
			以上より、令和3~6年における法人の長期保有土地取引件数は、全体の土地取引(①)×法人売主割合(②)×10年超保有資産の割合											
			(3)				- —		13					
			令和3年=	:133 万·	件×37	%×14.1	%=約6	9,587 件	ŧ					
			···- ·				1,5	,	-					

令和4年=130万件×37%×14%=約67,587件 令和5年=129万件×37%×13.4%=約63,886件 令和6年=132万件×37%×13.4%=約65.397件

また、令和7年以降の法人の長期保有土地の取引件数は以下のとおり推計している。

令和7年以降の全体の売買による土地取引件数については、令和7年 134万件、令和8年 136万件、令和9年 138万件、令和 10年 140万件を達成目標としている。法人売主割合(②)と 10年超保有資産の割合(③)も 2023年度と同水準であると仮定すると、

令和7年=134万件×37%×13.4%=約66,338件 令和8年=136万件×37%×13.4%=約67,293件 令和9年=138万件×37%×13.4%=約68,261件 令和10年=140万件×37%×13.4%=約69,244件 となる。

- ※1 法務省「登記統計」令和3年、令和4年、令和5年、令和6年分より。
- ※2 国土交通省「2024年土地保有・動態調査(2023年取引分)」より。
- ※3 国土交通省「土地保有・動態調査」では、個人売主がその年に売却した 土地の取得時期別件数のみ調査しており、法人売主については、国土交通省 「H30 年度土地保有移動調査(H29 年分)」と各年の土地保有・動態調査より 割り戻して計算している。また、令和6年度以降については、当該年取引分の 土地保有・動態調査が未公表であるため、10 年超保有資産の割合について は、2023 年度と同水準であると仮定している。

また、法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合について、本特例措置により、不稼働不動産を譲渡して新たに活用する土地を取得することで、法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合は増加するため、当該目標の達成に寄与する。なお、令和元年:91%→令和2年:90%→令和3年:92%→令和4年:95%→令和5年:データなし→令和6年:95%と推移しており、令和10年にはおおむね解消することを目標としている。

〇所期の目標の達成状況

法人の長期保有土地の取引件数

今回評価(令和7年)時から、比較を容易にするため、対象を変更し、10年以上保有する土地の取引の中でも、地価水準の比較から譲渡益が出る取引に限定しないこととした。なお、前回評価時の対象においても、令和4年:2.7万件→令和5年:2.6万件→令和6年 2.8万件と推移しており、前回評価時に目標としていた 2.9万件(令和7年)に到達するものと見込まれる。

- (※)前回評価時における法人の長期保有土地の取引件数は以下のとおり推計している。
- ①令和4年、令和5年、令和6年の全体の売買による土地取引件数は、それぞれ、約130万件、129万件、132万件(※1)。
- ②①のうち法人が売り主となる土地取引の割合は、38.6%(※2)
- ③②のうち、保有年が10年以上であって、かつ譲渡益が出る昭和55年以前から保有する土地の売却を、増加を目指すべき長期保有土地

の譲渡とすると、その割合は法人売主による土地取引の 5.5%(※3)。 以上より、前回評価時における令和4~6年の、法人の長期保有土地 の取引件数は、全体の土地取引(①)×法人売主の割合(②)×10年 超保有で譲渡益が出る割合(③)は、

令和4年=130万件×38.6%×5.5%=約26,222件 令和5年=129万件×38.6%×5.5%=約27,355件 令和6年=132万件×38.6%×5.5%=約28,003件 となる。

- ※1 法務省「登記統計」令和4年、令和5年、令和6年分より。
- ※2 国土交通省「2021年土地保有・動態調査(2020年取引分)」より。
- ※3 国土交通省「土地保有移動調査(平成29年取引分)」より。土地保有移動調査では昭和60年以前については年別の割合が明らかでないため、昭和60年以前の取引の割合を引用。

•低未利用地面積

本特例の目的は、土地の有効利用を通じて企業の設備投資を促進することであり、単に低未利用地を有効活用することによる低未利用地面積の増加抑制のみを目的としているものではないため、従前目標としていた法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積については、新たに目標として設定しないものとする。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 〈法人の長期保有土地の取引件数〉

- ・法務省「登記統計」: 種類別 土地に関する登記の件数及び個数売買による所有権の移転件数(令和3年~令和6年分)
- ·国土交通省「土地保有移動調査 (H29 年分)」
- 国土交通省「土地保有・動態調査(2021年~2023年分)」

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

法人の長期保有土地の取引件数について、本特例措置により、年度平均で1,745件の土地取引が喚起されていると推計(※)しており、前回評価時の目標値である令和7年:2.9万件の目標に対する本特例措置の寄与度は約6%である。

本特例措置が延長された場合、適用件数は令和3年~令和5年の平均から平年度835件と見込まれるため、法人の長期保有土地の取引件数についても上記推計の効果が継続するものと考えられ、年度平均で1,745件の土地取引が喚起される効果があるものと予測される。令和10年:6.9万件の目標に対する本特例措置の寄与度は(1,745件/6.9万件)×100=2.5%となる。

※令和7年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケートを基に、以下の通り推計。

①アンケート結果より把握した譲渡資産(土地)の取引件数:318 件、取得資産(土地)の取引件数:116 件。

②①の譲渡資産(土地)・取得資産(土地)のそれぞれを財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」の令和3年度~令和5年度の平均適用法人数835法人に換算すると、

				・譲渡資産(土地):318 件×(835/54【アンケートにより把握した適用法人数】)=約4.917 件
				・取得資産(土地):116件×(835/54【アンケートにより把握した適用法人
				数】) = 約 1,793 件
				•譲渡資産(土地)と取得資産(土地)の合計:6,711 件
				③本特例により喚起された土地取引件数を、アンケートにおいて「本特例が
				なければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回答した法人割合(=26%)よ
				り推計: (4,917 件×26%)+(1,793 件×26%)=1,745 件
				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
				・令和7年国土交通省・経済産業省実施「特定の事業用資産の買換特
				例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査」
				・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和
				7年2月国会提出)」
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
				_
			ᄣᄱᆉᅩᄆ	ᆠᆄᄢᆅᅋᅼᅠᆚᇪᅉᇰᆂᆇᇚᄵᆇᇰᅕᆄᅷᅩᅜᅩᄔᄝᅩᄔᄝᅩ
		5	税収減を是認する理点	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その済用票件を、長期保存土地等の票拠を、新たに取得した土地
			認する理由等	が、その適用要件を、長期保有土地等の買換え、新たに取得した土地 等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活
			ਧ	用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の
				活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例措置の目的を達成
				するために効果的である。
				本特例措置により、土地をより有効に活用する担い手に移転するこ
				とを促進することで、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取
				引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図
				られているところである。また、本特例措置は課税の免除ではなく課税 の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。
11	相当性	1	租税特別措	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例である
			置等による	が、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地
			べき妥当性	等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の
			等	直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用
				を促進し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与える
				という政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえ
				る。
		(2)	 他の支援措	事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換え
			置や義務付	については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情
			け等との役	から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置
			割分担	を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。
		(3)	地方公共団	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を
			体が協力す	図り、地方における新たな設備投資を促進することで、地方の不動産
			る相当性	市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方
				公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12				—
13				令和4年8月(国交 15)
	評価の実施	也時	朔	